

8月25日から受付開始

平成26年4月からの消費税増税に伴う低所得者への負担影響を緩和するため、臨時的・暫定的な給付措置として「臨時福祉給付金」を平成26年度に引き続き平成27年度も支給します。

◆支給対象者

平成27年度分の町民税（均等割）が課税されていない方

※ただし、課税者の扶養となつている場合、生活保護の受給者である場合などは対象外となります。

◆支給額

対象者1人につき6千円

◆申請書類

対象と見込まれる方には8月中旬に案内通知と申請書を送付しますので、届きましたら申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに申請窓口へ提出してください。対象者となるにもかかわらず通知が届かない場合は、健康福祉課まで問い合わせください。また収入・

所得がない方でも確定申告をしていないと、臨時福祉給付金の対象となりませんので、必ず申告をお願いします。

◆申請窓口

健康福祉課

◆申請期間

平成27年8月25日(火)から

11月26日(木)まで

(土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

◆集中受付期間

8月25日(火)から8月28日(金)まで、
および8月30日(日)・8月31日(月)
：午前9時から午後5時まで
(ただし26日(水)は午後7時まで)

◆集中受付会場

役場 第2会議室

※集中受付期間以降は役場窓口での受付となります。

◆配偶者などからの暴力を理由に避難している方は避難先市区町村にご相談してください。

◆制度に関すること

厚生労働省

☎0570-037-1192

(午前9時から午後6時まで)

◆申請方法に関すること

健康福祉課

☎72-6934

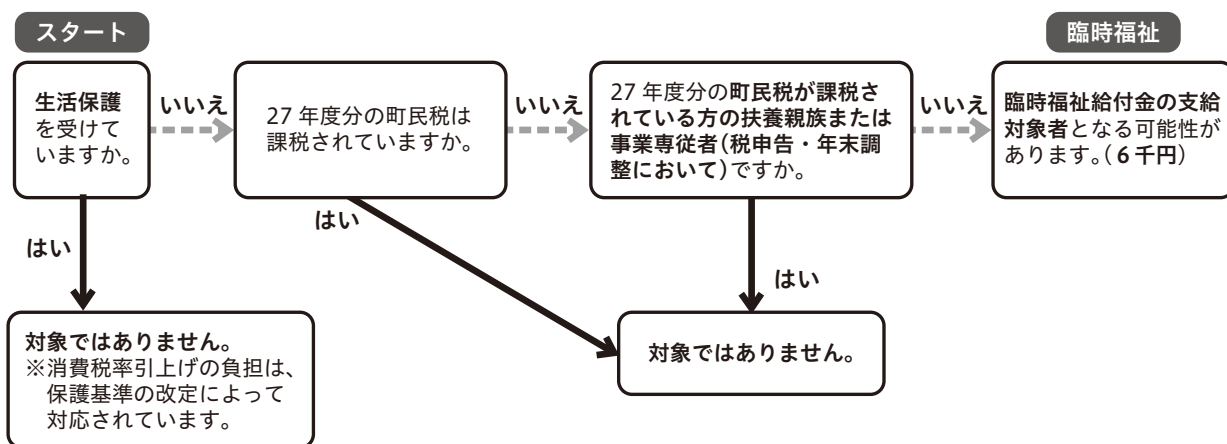
(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」にご注意ください。

町や厚生労働省などが世帯構成や銀行口座などの個人情報をお電話でお聞きしたりATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いしたりすることは絶対ありません。ご自宅や職場などに不審な電話がかかってきた場合は迷わず、健康福祉課や最寄の警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。

対象者診断チャート

平成27年1月1日時点(基準日)で小野町に住民票のある方が対象となります



※チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は健康福祉課または厚生労働省まで問い合わせてください。